

仕様書

1 業務名

本川小学校平和資料館展示基本設計業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日(金)まで

3 対象施設

本川小学校平和資料館(以下、「平和資料館」という)1 階及び地下 1 階
(広島市中区本川町 1-5-39)

4 目的

業務の対象となる平和資料館は、被爆校舎の一部と地下室を整備保存した建物で、爆心地に最も近い同校の被害に関する資料を中心に展示しているが、展示のテーマや構成、動線が明確に設定されていないことに加え、資料の説明が不十分で、日英併記も十分ではない。また、館内に空調設備は整備されているが、建物の気密性が低く、屋外の温度変化を受けやすいなど、展示環境にも課題があるため、新たに展示設計を行うものとする。令和 8 年度は展示基本設計業務に着手し、以降展示実施設計業務、展示制作業務と整備を進めていくものとする。

5 業務実施上の条件

(1) 実績

ア 平成 28 年 4 月以降に完成した（又は完成予定の）国又は地方公共団体が整備する博物館施設（博物館相当施設及び博物館類似施設を含む。ただし、水族館、動植物園を除く）の新設、改築又は改修における展示設計業務を元請として受注し、履行完了した実績があること。展示設計業務とは、展示造作、模型・レプリカ、グラフィック、映像情報システム及びコンテンツ制作等に関する基本ないし実施設計とする。

イ アの整備面積について、380 ㎡以上（屋外を除く）の実績があること。共同企業体の構成員として受注した場合は、整備面積に出資割合を乗じた数値を実績とする。

ウ アの契約金額について、10,000,000 円以上の実績（消費税及び地方消費税を含む）があること。

(2) 業務実施体制

ア 業務全体に責任を持つ責任者を配置すること。

イ 前記 5(1)に掲げる実績を有した博物館等の展示整備業務に精通している担当者を配置すること。

ウ 責任者及び企画・展示デザインなど展示設計担当者は、受注者の組織に所属している者を配置すること。

エ 当該施設が国指定史跡広島原爆遺跡を構成する建物であるため、関連法規や関連

業務のスケジュールなど条件の確認、広島市をはじめ関係機関との調整にあたる一級建築士の資格を持つ技術者を配置すること。

オ 責任者は各担当者を兼任しないこと。

6 業務の内容

(1) 展示基本設計

ア 展示シナリオの検討（展示構成案、展示物レイアウト、動線計画等）

イ 演出・設備計画の検討

ウ 展示基本設計図の作成

（平面図、展開図、立面図、展示解説等配置図、展示ケース、展示造作、模型造形、グラフィック・サイン、映像情報システム、映像情報コンテンツ、展示照明等各工種概要図）

エ 内観イメージパース図等作成

オ 展示整備費概算書、保守管理費概算書の作成

カ 展示整備概略工程計画の作成

(2) その他関連業務

ア 与条件確認(関連法規、関連業務のスケジュール等)

イ 発注者が行う関係部局及び関係機関との協議・調整に必要な資料作成等の支援

ウ 本川小学校平和資料館展示方針検討会議への出席

エ 協議録の作成

7 設計業務の進め方

- (1) 受注者は、小・中学校の平和学習を目的とした来館が多く見込まれることをふまえ、来館する小・中学生等が身近な問題として興味・関心を持ち、学ぶことのできる展示となるよう、本川小学校の当時の学校生活や原爆被害について焦点をあてた展示設計とすること。
- (2) 受注者は、本川小学校平和資料館展示方針検討会議(令和8年度中に3回程度)に出席し、必要に応じて会議等で使用する資料を、発注者と協議して作成する。
- (3) 受注者は、発注者の求めに応じて有識者への個別ヒアリング、内部事務協議(月2回程度(web 会議を含む))に同席するとともにその議論や提案内容の記録と体系的なとりまとめを行い、基本設計を行う。
- (4) 受注者は、広島市など関係機関との情報交換、調整を密に行う。

8 成果品の提出

受注者は、令和9年3月26日(金)までに、遅滞なく以下の成果品を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

【成果品一覧】

- (1) 展示基本設計説明書 A3版 10部
- (2) 展示基本設計図 A3版 10部

- (3) 展示整備費概算書、保守管理費概算書 A3 版 10 部
- (4) 展示整備概略工程計画 A3 版 10 部
- (5) 本川小学校平和資料館展示方針検討会議、内部事務協議の資料、議事録等の記録 A4 版 1 部
- (6) 成果品の電子ファイルを格納した媒体 USB メモリー又は CD-ROM・DVD-ROM 等

9 業務上の留意事項

- (1) 業務の対象となる施設は、国指定史跡広島原爆遺跡を構成する建物であるため、展示設備の設計に当たっては、内部の壁、柱、梁、天井等の建築部材への影響をできる限り回避し、建造物の歴史的価値、意匠及び空間的特徴を損なわない手法を検討すること。
- (2) 受注者は、広島平和記念資料館の常設展示や現在整備を進めている東館地下 1 階平和学習展示の内容・仕様との重複を避け、本川小学校ならではの特色ある展示となるよう検討すること。
- (3) 本川小学校の児童や、地元ボランティアの方々が継続して平和学習や展示解説に取り組めるよう、現在の展示を踏まえつつ、検討すること。
- (4) 受注者は、設計にあたり、文字や写真の大きさ、分かりやすい表現、こどもの目線に合わせた資料やパネルの配置等に配慮し、興味・関心を喚起するよう工夫すること。
- (5) 受注者は、設計に当たり、ユニバーサルデザイン（多言語化や車いすによる利用等）や安全に配慮した設計を行うこと。
- (6) 受注者は、設計に当たり、展示ケースや什器等の展示設備について、資料の劣化低減に資する建材・内装材・塗料を使用したものを検討すること。
- (7) 受注者は、設計に当たり、遮光カーテンやブラインドの設置、外光の影響が少ない場所への展示資料の配置など、遮光対策を検討すること。
- (8) 受注者は、設計に当たり、展示設備に使用する機器や部品について、経済性に配慮するなど、維持管理費が低廉となるような提案を検討すること。
- (9) 受注者は、設計に当たり、補修や資料の入替など将来の維持管理が容易に行えることを考慮し、展示室等の設備の配置、構造等を検討すること。
- (10) 受注者は、設計に当たり、展示室等の設備など文化財保護法、建築基準法、消防法、関係諸法令に適合するよう、関係各機関との協議・調整を行い、検討すること。
- (11) 受注者は、設計に当たり、発注者が提供する既存資料及び現地確認により把握できる範囲において、展示計画上の留意点を確認し、展示整備に反映できるよう検討すること。なお、本業務は建物の構造診断、健全度調査、漏水調査又は設備劣化診断を含むものではない。
- (12) 受注者は、設計に当たり、展示物のセキュリティ計画を検討すること。
- (13) 成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下この項において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡すること。なお、成果品の中に発注者に引き渡すことができないものがある場合は、別途協議すること。

- (14) 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、当該成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (15) 受注者は、発注者の承諾なく成果品を自由に公表、貸与、使用等してはならない。
- (16) 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (17) 受注者は、前記 8 の各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めて指示するものを発注者が指示する時期までに納入すること。
- (18) 成果品に不要な個人情報がある場合は、受注者の責任において削除しておくこと。

10 報告事項及び検査完了期日（期限）

- (1) 受注者は、業務が完了した場合は、委託業務実施報告書を発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者から発注者に対する業務完了の実施報告書提出期限、発注者による検査完了期日（期限）は、業務が完了した日から起算してそれぞれ 10 日目、20 日目（ただし、業務完了の実施報告書を受領した日から起算して 10 日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が 3 月 31 日を超える場合は、3 月 31 日とする。

11 支払期日（期限）及び支払方法

- (1) 役務の提供が終了した日から起算して 60 日目に当たる日とする。ただし、発注者の検査後、請求があった日から起算して 30 日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
- (2) 口座振り込みにより支払う。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が 2 日以内の場合には、当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。

12 守秘義務

- (1) 受注者は委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。
- (2) 受注者は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13 その他

この仕様に定めのない事項や疑義が生じた場合、発注者と受注者において協議の上決定する。